

令和7年度岡山フルーツ×スイーツプロジェクト委託業務仕様書

1 事業の目的

岡山県では、将来にわたって活力ある社会を維持していくために、県政において最上位に位置づけられる総合的な計画である「第4次晴れの国生き生きプラン」において、国内市場の縮小が懸念される中でも農林水産業を将来にわたり成長し続ける、魅力ある産業とするため、マーケティングの強化とブランディングの推進により岡山ブランドの確立を図ることとしている。

本県の主力農産物である桃とぶどうは、贈答需要の減少などが懸念されるため、情報発信力の高い首都圏で、新たな食べ方の提案による新たな顧客層の開拓を図ることとし、スイーツなど飲食店での県産果物の提供を進めるとともに岡山ブランドのさらなる向上につなげる。

2 委託事業名

令和7年度岡山フルーツ×スイーツプロジェクト委託業務

3 委託期間

契約締結の日から令和7年12月31日（水）まで

4 委託業務の考え方

（1）本委託業務の目指すべき方向

本県の主力農産物である桃とぶどうはこれまでに培われた栽培技術や品質などにより岡山ブランドとして定着しているが、贈答を贈る習慣のある人が減少していること、個人用の販売も、そのほとんどが生食用での販売となっており、少人数世帯が増え1回の購入量が減少している中でのぶどうを房で購入する者の減少や、自宅で手間のかかることが敬遠されつつある中での皮むきやカットが必要な桃の購入の減少が懸念され、その傾向は今後の消費を担う若年層で多く見られる。

一方、若年層や女性は自身への投資として高価値なものや情報発信力のあるものの購入意欲が高いため、ブランド価値の高い店舗で高級スイーツとして提供することで、需要の開拓が期待できる。また、その場で食べられることで、インバウンドなど新たな顧客層の開拓の可能性があるが、併せて情報発信を積極的に行うことで、この取り組み自体による需要拡大と高品質でおいしい県産果物の認知度向上を図り、生食を含めたブランド価値向上と需要の拡大を目指すものである。

（2）本委託業務の対象とする果物およびスイーツの提供

本業務で対象とするスイーツは、県産の桃、ぶどうを使用したものとし、卸売市場を主体に既存の流通を利用して調達するものとする。

スイーツ商品としては、ケーキやパフェのようなスイーツのほか、カットフルーツやジュース、酒類での提供など、飲食店のメニューとして提供されるもの及び小売店で中食として販売されるものであれば種類は問わないが、20～40代の若年層や女性、インバウンドをメインターゲットとして旬の時期や岡山のブランドイメージを勘案して商品開発を行うものとする。

提供する店舗は首都圏でのブランドイメージの向上や需要拡大を図れる地域とする。

（3）スイーツの提供に伴う情報発信

スイーツの提供にあたっては、県産果物を使用していることが分かるようなメニュー名にするほか、店舗店頭での PR やメニュー表への PR 記事掲載のほか、インターネットを利用した店舗ホームページ、SNS 等で広く周知する。

なお、令和 7 年は、岡山県で桃、ぶどうの栽培が始まり 150 周年を迎えることから、当ロゴを活用した情報発信やイベントを展開すること。

(4) 本委託業務の達成すべき状況

スイーツの開発、提供、情報発信の一連の取り組みを実施することで、果物のスイーツでの需要量や情報の拡散程度、本県果物のブランド向上の程度を計り、今後に向けた展開の検討が行える状況とする。

また、本県のスイーツの取り組みは、今後、定着・拡大を図っていくことを目指しており、産地、流通業者、スイーツ店が継続可能な仕組みづくりを勘案して今年度の業務を行うものとする。

このため、本委託業務の目指す達成すべき状況は、各種費用の把握、課題の抽出、継続可能な仕組みづくりに向けての具体的提案を行い、次年度以降により費用対効果の高い業務実施ができる状況とする。

5 委託業務

(1) 委託業務の内容

本委託業務の目指すべき方向、(上記 4 (1)) に向けて、本委託業務の達成すべき状況(上記 4 (4)) を実現するため、上記 4 (2) のスイーツ店舗での本県果物を使用したスイーツ提供、上記 4 (3) の情報発信を行うこととする。

実施にあたっては、次の(2)に例示する取り組みを踏まえ、効果的に実施できる内容とする。

(2) 業務内容の例示

ア 現状の情報収集及び整理

- ・本県果実のブランド価値、スイーツの取り組みについての整理

イ 店舗との連携強化の取り組み

- ・スイーツ店舗の調査、探索
- ・スイーツ店舗への果物や産地情報の提供
- ・スイーツ店舗バイヤー等の産地視察の実施
- ・流通関係者や生産者等との情報交換会の開催

ウ 店舗との連携、企画実施

- ・メニュー開発のためのサンプル取り寄せ
- ・店舗での企画実施時に卸売市場を通した商流を利用して納品調整を実施
- ・企画メニューを前面に出したフェアの開催

エ 情報発信

- ・SNS 広告を活用した各店舗での取り組みの情報発信を行う。

- ・スイーツ店舗の HP やInstagram等で、メニュー開発段階から情報発信を行う。
- ・スイーツ店舗で繋がりのあるインスタグラマー等を活用した情報発信を行う。
- ・本件業務の全体の取り組みについて専用の HP やInstagramを設け、詳細な情報発信を行う。
- ・フォトコンテストの実施等で各店舗での取り組みの情報発信や集客促進を行う。

(3) 実施にあたっての県との協議

委託業務の推進にあたっては、契約締結後、応募を受けた企画提案をもとに、業務実施の詳細、具体的な実施スケジュールなどについて両方で協議し決定する。

また、業務開始後においては、必要に応じて県や流通関係者などと複数回の協議を行いながら進めるものとする。

(4) 実績報告書等の提出

本業務の各種取り組み終了後、速やかに事業実績報告書を作成し提出すること。実績報告にあたっては、5（1）の実施内容ごとに写真を用いて記載する等、視覚的に分かりやすい報告書とする。

また、収集した情報や各店舗での消費者の反応、売上など需要拡大効果等のデータによる事業効果の検証を行うとともに、上記4（4）の達成すべき状況を踏まえ、継続可能な仕組みづくりに向けての具体的提案を行うこと。

6 委託限度額

4, 985, 200円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 業務に係る留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び調査実施に当たって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 事業内容の詳細については、企画競争により委託業者が特定した後、県との協議により変更することがある。なお、委託業務期間において、必要に応じて県と複数回協議を行う（現地やオンラインなど都度判断）こと。
- (3) 業務上の成果品についての著作権は、特段の事情が無い限りは県に帰属することとし、受託者に著作権が留保される場合であっても、県が業務遂行に必要な限りにおいて、成果品を利用できるよう努めること。
- (4) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処置は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること
- (6) 受託業務の実施に際して知り得た事実又は個人情報等を、県を除く第三者へみだりに漏らしてはならない。
- (7) 本事業の経理状況を明らかにするため、その支出を証する書類を整理すること。これらの書類は、本事業の完了の翌年度から5年間保管し、本県からの求めがあるときは、本県の指定する期日までに提出すること。
- (8) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。